

独立行政法人福祉医療機構中期目標

平成30年2月28日付け厚生労働省発社援0228第19号指示

変更：令和元年6月7日付け厚生労働省発社援0607第4号指示

変更：令和2年1月16日付け厚生労働省発社援0116第6号指示

変更：令和4年3月10日付け厚生労働省発社援0310第11号指示

変更：令和4年7月21日付け厚生労働省発社援0721第7号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成30年2月28日
厚生労働大臣 加藤勝信

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進展に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大の他、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備を一層加速することや、保育士や介護人材の待遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組を推進することとされており、これらの政策実現に向けた取組が期待されているところであります。

こうした政策目的の実現に向けて、機構は、福祉・医療に関する多様な事業を実施している機構の特長や専門性を生かした「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」としての一層の機能発揮・有機的連携により、第4期中期目標期間においては、待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の待遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施するものとする。

（別添）政策体系図

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月から令和5年3月までの5年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の

向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとめとする。

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

(1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。

(3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。

また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、

適切な運用を行うこと。

(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。

(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回以上実施すること。

（第3期中期目標期間実績（平成 25 年度から平成 28 年度実績をいう。以下同じ。）平均：98 回）

【目標の設定及び水準の考え方】

・福祉医療関係団体や地方公共団体との連携強化の実績を測る指標として、「福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報回数」を採用する。

・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

②協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて 65 機関以上増加させること。（第3期中期目標期間実績：49 機関（年度平均 12.3 機関））

【目標の設定及び水準の考え方】

・民間金融機関との協調融資の推進に係る実績を測る指標として、「協調融資金融機関数」を採用する。

- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績を上回るよう設定する。
- ③正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施すること。(平成27年度及び平成28年度実績平均：48貸付先)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・融資後の貸付債権に対するフォローアップによる経営支援の実績を測る指標として、「正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等の実施先数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成27年度及び平成28年度実績の平均を上回るよう設定する。

2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。
- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援す

るため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。

(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第 3 期中期目標期間実績：12,926 人 (年度平均 3,232 人))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・セミナーの開催により必要な情報を広く施設経営者等に提供した実績を測る指標として、「延べ受講者数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

②施設の経営状況に関する調査・分析結果（リサーチレポート）については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。（平成 26 年度から平成 28 年度実績：レポート公表 47 件 (年度平均 15.7 件)）

③公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。（平成 26 年度から平成 28 年度実績：記事等引用回数 199 件 (年度平均 66.3 件)）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、施設経営者等に対する情報の提供実績を測る指標として「リサーチレポートの公表件数」、提供した内容が的確かつ充実していることを測る指標として「マスコミ記事等引用回数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成 26 年度から平成 28 年度の実績を上回るよう設定する。

④経営診断については、中期目標期間において延べ 1,710 件以上の診断を実施すること。(第 3 期中期目標期間実績：1,363 件 (年度平均 340.8 件))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が抱える課題の解決に資するための個別経営診断の実績を測る指標として、「延べ診断件数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO 等の非

當利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、N P O 等の非當利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。

なお、効率化にあたっては、「I T 利活用に係る基本指針」（平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえること。

(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。

(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。

(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とすること。

（第 3 期中期目標期間実績：平均 22.9 日）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成金申請業務の効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績の平均を下回るよう設定する。

②助成事業が対象とした利用者の満足度（4 段階評価のうち最高評価の率）を 60% 以上とすること。（第 3 期中期目標期間実績平均：59.3%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成を実施した事業の効果を測る指標として、「利用者満足度（最高評価の率）」を採用する。

- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

4 退職手当共済事業

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。

「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。
- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
①請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において42日以内とすること。(マイナンバー制度導入後(平成27年度及び平成28年度)実績平均：42.1日)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当金の給付事務効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「退職手当金の請求書の受付から給付までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、マイナンバー制度導入による事務量の増加を勘案し、マイナンバー制度導入後の平成27年度及び平成28年度実績の平均を下回るよう設定する。

【難易度：高】

政府において保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が進められるなか、本事業の加入者数の増加に併せ給付処理件数も増加傾向にあり、第4期中期目標期間においても業務量の増加が見込まれることから、前中期目標期間と同水準の平均処理期間を維持することは難易度が高い。

②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とすること。

(第3期中期目標期間実績平均：27.5%)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職届作成システムの活用による利用者の利便性の向上及び負担軽減を測る指標として、「退職届作成システムの利用割合」を指標として採用する。
- ・目標水準については、任意の利用としている現状を踏まえ第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点か

ら安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて隨時見直すこと。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。

- ・扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて隨時見直すこと。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理等の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。
(平成 28 年度実績：10 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・国、地方公共団体及び関係団体などとの連携・協力による制度周知実績を測る指標として、「心身障害者扶養共済制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間中の最大値である平成 28 年度実績を上回るよう設定する。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。
 - (2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。
 - (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。
 - (4) WAM NET事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
 - ①中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を25件以上実施すること。（第3期中期目標期間実績：16件（年度平均4件））
 - ②年間ヒット件数を毎年度1億1,000万件以上とすること。（平成28年度実績：1億144万件）
- 【目標の設定及び水準の考え方】
- ・提供した情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「提供情報の整備充実等に関する取組数」及び「年間ヒット件数」を採用する。
 - ・目標水準については、提供情報の整備充実等に関する取組数は第3期中期目標期間における増加率の実績を上回るよう、年間ヒット件数は第3期中期目標期間中の最大値である平成28年度実績を上回るよう設定する。

7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）の施行により、令和4年3月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じること。

なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。

(2) 業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。

(3) 円滑に業務を終了する観点から、令和4年3月末をもって申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努めること。

なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。

(4) 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。

・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体以上の連携・協力による周知活動を行うこと。（令和2年度実績：42団体）

【目標の設定及び水準の考え方】

・円滑に業務を終了する観点から、利用者等に必要な情報が広く行き渡るよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を実施し、当該実績を測る指標として、「連携・協力を実施した団体数」を採用する。

・目標水準については、第4期中期目標期間中の最大値である令和2年度実績を基準として設定する。

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据え

た具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。

- (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。
- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。
- (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。
 - ・長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行うこと。（第3期中期目標期間実績：平均 17.8%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・長期延滞債権に対する取組実績を測る指標として、「長期延滞債権の総件数に対する回収率」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。

(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

2 経費の節減

(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。

（注）貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 内部統制の充実

(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。

また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

(2) 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOは情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援すること。

また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

さらに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

3 人事に関する事項

- (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。
- (2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図るため、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。